

広島県告示第六百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年七月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	平成二十八年広島県告示第二百七十一号
所在地	広島県広島市安佐南区沼田町伴地内
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
三城田五九七一（一四〇）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
三城田五九九六（一四一）	急傾斜地の崩壊
三城田五九七一（一四〇）	急傾斜地の崩壊
三城田五九九六（一四一）	急傾斜地の崩壊
三城田五九九六（一四一）	急傾斜地の崩壊